

三次地区文化・観光まちづくり交流館
飲食店（レストラン）スペース賃借人募集要項

一般社団法人三次観光推進機構（貸主）は、次の施設の指定管理者として賃借人を選定するため、次のとおり募集要項を定める。

【施設概要】

1 所在	・広島県三次市三次町1691-4
2 名称	・三次地区文化・観光まちづくり交流館
3 交通	・バス停「三次もののけミュージアム」徒歩1分
4 構造	・鉄骨造平屋建
5 使用部分	・交流館飲食店（レストラン）スペース 162.86㎡

【募集要項】

1 契約期間

- ・契約日～令和12年3月31日 ※期間を短く設定する場合がある。

2 利用目的

- ・飲食店（レストラン・食堂・喫茶・軽食・テイクアウト等）

3 営業日

- ・毎週水曜日及び年末年始を除く。
- ・原則として、湯本豪一記念日本妖怪博物館の開館日に連動する。
- ・臨時開館，臨時閉館があり得る。
- ・ただし，上記以外の営業日について協議に応じる。

4 営業時間

- ・9時30分～17時00分
- ・湯本豪一記念日本妖怪博物館の開館日に連動する。
- ・ただし，上記以外の時間について協議に応じる。

5 設備

- ・原則として，現状の設備（厨房設備機器・接客テーブル・イス・照明器具・繰りストラップ・冷暖房設備等）を利用して営業する。
- ・ただし，必要に応じて加えたり改修したりすることについて協議に応じる。

6 光熱水費の精算

・電気料金	飲食店スペースに係る電気使用料を毎月子メーターで計測し，翌月に貸主から請求する。
・水道（下水道）料金	飲食店スペースに係る水道料使用料を毎月子メーターで計測し，翌月に貸主から請求する。
・プロパンガス	賃借者が直接に契約する。

7 賃料

- ・月額 66,000円（税込）

8 募集期間

- ・令和7年3月7日（金）から3月21日（金）まで

9 施設の見学

- ・見学希望者は下記の担当者に事前連絡し，協議の上，見学日時を決定する。

10 申込方法

- ・別紙の応募用紙に必要事項を記入して，上記の募集期間内に下記の提出（問い合わせ）先に提出する。
- ・提出方法は，持参，郵送（期間内必着），FAX，メールのいずれも可。

11 賃借人の選定方法

- ・一般社団法人三次観光推進機構（貸主）の役職員で組織する「三次地区文化・観光まちづくり交流館飲食店（レストラン）スペース賃借人選定委員会」で賃借人候補者を決定する。
- ・選定委員会メンバーは次の通り。なお，選定委員会での審議内容・選定過程についての問い合わせには応じない。

理事長	政森 進	副理事長	堂本 昌二
専務理事	永江 博之	常務理事	植田 千佳穂

- ・選定委員会が対面でのヒアリング等を求める場合がある。
- ・選定委員会が当該候補者を決定した後，1か月以内に契約が締結できない場合は，当該候補者の資格を失うものとする。

12 提出（問い合わせ）先

- ・湯本豪一記念日本妖怪博物館（三次もののけミュージアム）担当：杉原
- ・広島県三次市三次町1691-4（〒728-0021）

・電話番号	0824-69-0111
・FAX番号	0824-69-0112
・メールアドレス	mononoke@miyoshi-dmo.jp